

千葉県告示第829号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年10月5日

千葉市長 神谷俊一

名称	所在地	辞退年月日
(診療所)		
かんたけ内科クリニック	千葉県美浜区若葉 3-1-38 幕張ベイパークメディカル センター3F	令和5年9月30日
(歯科)		
ふじ歯科医院	千葉県花見川区幕張本郷 2-17-19	令和5年10月12日